

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 6 年度）

令和 6 年 11 月 29 日  
東大阪市長 野田 義和

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
東大阪市（仮称）こどもセンター・図書館複合施設整備事業	契約締結日から令和 25 年度末まで（予定）	東部地域仮設庁舎敷地の現建物の解体及び東大阪市（仮称）こどもセンター・図書館複合施設の設計、建設、工事監理、開設準備、維持管理業務	東大阪市南四条町地内	令和 7 年 3 月（予定） 東大阪市ウェブサイトにて公表	東大阪市 子どもすこやか部 児童相談所設置準備室 電話 06-4309-3203 （直通）  教育委員会事務局 社会教育部 社会教育課 電話 06-4309-3279 （直通）